

阪神高速道路株式会社 第13回定時株主総会 議事次第

1. 日 時 平成30年6月25日（月曜日） 午前11時00分

2. 場 所 大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
当社 本社11階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 第13期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役選任の件
第4号議案	監査役選任の件
第5号議案	退任取締役に対する退職慰労金支給の件

(報告事項)

事業報告

平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、「経済再生」と「財政健全化」の更なる推進により、景気は緩やかな回復基調が続いており、関西経済についても、公共投資が下げ止まりつつある中、設備投資や生産（鉱工業生産）は増加基調にあり、個人消費も緩やかに増加するなど、全体感として景気は緩やかな拡大基調にありました。

このような経営環境の中、阪神高速グループでは、グループの企業理念である「先進の道路サービスへ」及び2030年を目標とする「阪神高速グループビジョン2030」（以下「ビジョン2030」といいます。）を具現化するための計画として、平成29年4月に「中期経営計画（2017～2019）」を策定いたしました。また、お客さまがもっと安全・安心・快適を実感され満足されるよう、これまで以上に様々な施策に取り組んでいくため、「お客さま満足アッププラン」を策定するなど、安全・安心・快適の追求を通じてお客さまの満足を実現し、関西の暮らしや経済の発展に引き続き貢献すべく事業の着実な展開に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は 214,273 百万円（前連結会計年度比 14.2%減）、営業利益は 1,722 百万円（同 10.2%増）、経常利益は 1,999 百万円（同 9.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 5,759 百万円（同 86.3%増）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

<高速道路事業>

高速道路事業につきましては、構造物の長寿命化を推進すべく、5号湾岸線（尼崎末広～北港JCT）においてリニューアル工事等を実施し、大規模修繕事業に取り組むとともに、大規模更新事業に向けた具体的内容を検討するなど、お客さまに最高の安全と安心を提供することを目指してまいりました。

また、平成29年6月には、「公平」「シンプルでシームレス」「戦略的」な料金体系を高速道路を効率的にご利用いただく上での共通の理念とした新たな高速道路料金を阪神圏において導入するとともに、「お客さま満足アッププラン」を策定し、企画割引「阪神高速ETC乗り放題パス」の販売をはじめ、本線料金所撤去等による快適走行性の向上、料金案内表示の改善等によるわかりやすい情報の提供、パーキングエリアの充実等に取り組み、お客さま満足の向上に継続的に努めてまいりました。

高速道路通行台数は、一日当たり約75.7万台（前連結会計年度比0.5%増）となりました。また、料金収入は186,128百万円（同7.5%増）となりました。

高速道路の建設に関しましては、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）や大和川線（鉄砲～三宅西）、西船場JCTの整備推進に努めてまいりました。また、平成29年4月に新規事業化された一般国道1号（淀川左岸線延伸部）及び有料道路事業として事業化された一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）の両路線につきましても構造検討等に着手いたしました。

【建設中路線等（平成30年3月31日現在）】

路 線 名	区 間
大阪市道高速道路淀川左岸線	(自) 大阪市此花区高見一丁目 (至) 同市北区豊崎六丁目 (4.4km)
大阪府道高速大和川線	(自) 堺市堺区南島町 (至) 松原市三宅西七丁目 (7.7km)
大阪府道高速大阪池田線 (信濃橋渡り線(仮称))	(自) 大阪市西区西本町 (至) 同市同区江戸堀
一般国道1号 (淀川左岸線延伸部)	(自) 大阪市鶴見区緑地公園 (至) 同市北区豊崎六丁目 (7.6km)
一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北~駒栄))	(自) 神戸市東灘区向洋町東一丁目 (至) 同市長田区西尻池町五丁目(14.5km)

この結果、高速道路事業の営業収益は207,263百万円(同12.4%減)となりました。また、当連結会計年度における大阪府道高速大和川線等の新規投資は7,134百万円、大阪府道高速大阪池田線等の改築等投資は27,474百万円となりました。

＜受託事業＞

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は1,753百万円(前連結会計年度比73.2%減)となりました。

＜その他の事業＞

その他の事業につきましては、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を展開してまいりました。

この結果、その他の事業の営業収益は5,402百万円(前連結会計年度比20.4%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は9,116百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・ 高速道路事業 料金收受機械及びE T C設備等の増設
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・ 高速道路事業 料金收受機械及びE T C設備等の拡充等
- ③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失
 - ・ 高速道路事業 料金收受機械設備の撤去

(3) 資金調達状況

- ① 平成29年7月25日及び平成29年11月22日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号。以下「機構法」といいます。)第12条第1項第4号に基づき、各17.55億円、合計35.1億円の無利子資金の借入れを実施いたしました。
- ② 平成29年10月12日、第17回社債(一般担保付、機構重畳的債務引受条項付)200億円を発行いたしました。

- ③ 平成30年2月27日、第18回社債（一般担保付、機構重畳的債務引受条項付）100億円を発行いたしました。
- ④ 平成30年3月29日、株式会社三井住友銀行外12金融機関から総額50億円の借入れを実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社では、グループの企業理念「先進の道路サービスへ」及び2030年を目標とした「ビジョン2030」を具体化するための計画として、平成29年4月に「中期経営計画（2017～2019）」を策定いたしました。お客さまに安全・安心・快適にご利用いただくとともに、これまで以上にお客さまにご満足いただけるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

<最高の安全と安心を提供する阪神高速>

お客さまに安全・安心・快適を提供するため、リニューアルプロジェクト（大規模更新・修繕事業）を推進してまいります。また、逆走・誤進入対策等の交通安全対策を実施するとともに、ロックアップ橋脚の耐震補強等、地震・防災対策を推進してまいります。

<もっと便利で快適なドライブを実現する阪神高速>

ミッシングリンクの解消に向け、大和川線や西船場JCT等の建設を推進するとともに、淀川左岸線延伸部、大阪湾岸道路西伸部につきましても構造検討等を進めてまいります。また、高機能舗装の採用による走行快適性の向上やパーキングエリアの施設改善等、お客さまのニーズに応じた道路サービスに取り組んでまいります。

<世界水準の卓越した都市高速道路技術で発展する阪神高速>

維持管理の効率化・高度化に向けた技術開発や、建設・更新プロジェクトの円滑な施工、品質向上等に向けた技術開発を推進してまいります。また、AIやロボットを活用した最先端技術に係る研究開発に取り組んでまいります。

<お客さまや社会に満足をお届けする多彩なビジネスを展開する阪神高速>

阪神高速グループの技術・ノウハウ等の強みを生かし、周辺の自動車専用道路等の一体的管理受託や海外事業を含む土木・補償コンサルティング事業、高架下空間等を有効活用した駐車場事業等、多彩な関連事業を展開してまいります。

<関西の発展に貢献し、地域・社会から愛され信頼される阪神高速>

南海トラフ巨大地震等への災害対応力の強化を推進するとともに、使用エネルギーの削減等により地球温暖化防止や低炭素社会の実現に努めてまいります。また、当事業年度に新設した若手研究者助成制度を継続実施するなど、今後も社会貢献活動を推進してまいります。

<経営基盤を確立し、グループ社員がやりがいを実感できる阪神高速>

財務基盤の強化と確実な債務返済を図るため、引き続きコストの縮減等による経営改善に努めてまいります。また、「働き方を変えて新たな挑戦へ」をスローガンに掲げ、社員が業務の生産性や品質の向上を実現し、ワークライフバランスが充実することでやりがいを実感できる職場環境の整備や、プロフェッショナルな人材の育成強化等に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移**① 企業集団**

区 分	第10期 (平成26年度)	第11期 (平成27年度)	第12期 (平成28年度)	第13期 (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	220,825	256,880	249,675	214,273
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,541	2,430	3,092	5,759
1株当たり当期純利益 (円)	127.05	121.51	154.61	287.95
総資産 (百万円)	241,786	241,999	220,023	232,789
純資産 (百万円)	36,719	33,019	38,412	48,333
1株当たり純資産額 (円)	1,820.37	1,630.84	1,894.61	2,387.55

② 当社

区 分	第10期 (平成26年度)	第11期 (平成27年度)	第12期 (平成28年度)	第13期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	216,248	253,165	244,614	210,407
当期純利益 (百万円)	1,395	1,614	2,305	5,347
1株当たり当期純利益 (円)	69.76	80.71	115.28	267.36
総資産 (百万円)	232,503	232,549	208,507	221,583
純資産 (百万円)	32,321	33,935	36,241	41,588
1株当たり純資産額 (円)	1,616.08	1,696.80	1,812.08	2,079.44

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40百万円	100%	駐車場事業・休憩所管理事業
阪神高速技術株式会社	80百万円	100%	保全点検・維持修繕業務
阪神高速パトロール株式会社	10百万円	100%	交通管理業務
阪神高速トール大阪株式会社	50百万円	100%	料金收受業務
阪神高速トール神戸株式会社	50百万円	100%	料金收受業務
阪神高速技研株式会社	30百万円	100%	調査・設計・積算業務
内外構造株式会社	21百万円	66.7% (66.7%)	保全点検業務
阪高プロジェクトサポート株式会社	20百万円	100% (100%)	事業者支援コンサルティング事業

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で、内数であります。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループは、高速道路事業、受託事業及びその他の事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 高速道路事業

ア. 高速道路の新設及び改築

イ. 機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

② 受託事業

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

③ その他の事業

休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等

(8) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

① 当社

本社 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
東京事務所 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
建設・更新事業本部 大阪市西区阿波座一丁目3番15号
大阪建設部 大阪市港区弁天一丁目2番1-1900号
堺建設部 堺市堺区南花田口町二丁目3番20号
神戸建設所 神戸市中央区新港町16番1号
大阪管理局 大阪市港区石田三丁目1番25号
神戸管理部 神戸市中央区新港町16番1号
京都管理所 京都市伏見区深草中川原町13番7号

② 子会社

阪神高速サービス株式会社 大阪市西区靱本町一丁目11番7号
阪神高速技術株式会社 大阪市西区西本町一丁目4番1号
阪神高速パトロール株式会社 大阪市西区立売堀一丁目4番12号
阪神高速トール大阪株式会社 大阪市中央区本町四丁目1番7号

阪神高速トール神戸株式会社	神戸市中央区雲井通四丁目2番2号
阪神高速技研株式会社	大阪市西区阿波座一丁目3番15号
内外構造株式会社	大阪市中央区本町二丁目5番7号
阪高プロジェクトサポート株式会社	大阪市北区梅田一丁目11番4-1800

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団

区 分	従業員数	前事業年度末比増減
高速道路事業	1,825名	37名減
受託事業		
その他の事業	85名	12名増
全社（共通）	195名	9名減
合計	2,105名	34名減

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
666名	5名増	44.0歳	18.1年

(注) 1. 従業員数には、当社から社外への出向者（83名）を除き、社外から当社への出向者（54名）を含めております。

なお、従業員数には、嘱託、パートタイマー、アルバイト及び派遣は含めておりません。

2. 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含めております。

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入残高
機構	56,794百万円
株式会社三井住友銀行	3,722百万円
株式会社みずほ銀行	3,713百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,778百万円
農林中央金庫	1,763百万円

(注) 機構法第15条第1項に基づき引き受けられた債務を除いております。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

20,000,000株

(3) 株主数

7名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
財務大臣	9,999,996株	50.0%
大阪府	2,876,722株	14.4%
大阪市	2,876,722株	14.4%
兵庫県	1,827,287株	9.1%
神戸市	1,827,287株	9.1%
京都府	295,993株	1.5%
京都市	295,993株	1.5%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	森下俊三	・大阪瓦斯株式会社社外取締役 ・大阪府公安委員会委員長 ・同志社大学大学院客員教授 ・日本放送協会（NHK）経営委員
代表取締役社長	幸和範	
代表取締役	島田隆史	・兼専務執行役員（事業開発部及び監査室担当）
取締役	岡本博	・兼常務執行役員（保全交通部及び情報システム室担当）
取締役	関本宏	・兼常務執行役員（技術部並びに大阪管理局、神戸管理部及び京都管理所の一部業務担当）
取締役	寺尾豊	・兼執行役員（計画部担当）
取締役	石川卓弥	・兼執行役員（経営企画部の一部業務及び東京事務所担当）
常勤監査役	越智浩	
監査役	廣田玉枝	・大阪家庭裁判所家事調停委員 ・武庫川女子大学非常勤講師
監査役	藤井正和	・日本高速道路インターナショナル株式会社社外監査役

(注) 1. 取締役会長森下俊三氏は、社外取締役であり、常勤監査役越智浩氏及び監査役廣田玉枝氏は、社外監査役であります。

2. 取締役関本宏氏、取締役寺尾豊氏及び取締役石川卓弥氏は、平成29年6月23日開催の第12回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ同日付けで就任しております。
3. 取締役寺尾豊氏は、平成30年3月31日付けをもって取締役に退任し、代表取締役島田隆史氏が、平成30年4月1日より計画部を担当しております。

なお、上記のとおり代表取締役及び取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	平田修身	総務人事部の一部業務及び経理部担当
執行役員	今木博久	経営企画部の一部業務及び建設・更新事業本部の一部業務担当
執行役員	遠藤博人	営業部並びに大阪管理局、神戸管理部及び京都管理所の一部業務担当
執行役員	田中稔	総務人事部の一部業務、環境景観室及び建設・更新事業本部の一部業務担当

- (注) 1. 関本宏氏及び寺尾豊氏は、平成29年6月23日付けをもって執行役員を退任いたしました。
2. 平田修身氏及び田中稔氏は、平成29年6月23日付けをもって執行役員に就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任年月日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
井川清人	平成29年6月23日	辞任	取締役兼常務執行役員
東 潔	平成29年6月23日	辞任	取締役兼常務執行役員
玉田尋三	平成29年6月23日	辞任	取締役兼執行役員

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	114百万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	27百万円 (20百万円)
合計	12名	141百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は7名(うち社外取締役は1名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)ですが、上記の取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役3名を含み、無報酬の取締役1名(社外取締役)を除いております。
4. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額6百万円を含めております。

5. 上記のほか、平成29年6月23日開催の第12回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役 2名 5百万円

なお、この金額には、当期及び当期前の事業年度に係る事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役会長森下俊三氏は、大阪瓦斯株式会社社外取締役であります。当社は、大阪瓦斯株式会社との間に高速道路の建設に付随する設備移設に係る取引関係があります。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (13回開催)	監査役会出席回数 (16回開催)
取締役会長 森下 俊三	11回	—
常勤監査役 越智 浩	13回	16回
監査役 廣田 玉枝	12回	15回

イ. 取締役会における発言状況

- ・ 取締役会長森下俊三氏は、組織運営についての豊富な経験を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言を行っております。
- ・ 常勤監査役越智浩氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという観点から、当社の業務運営全般について、適宜発言を行っております。
- ・ 監査役廣田玉枝氏は、法務行政に関する豊富な実務経験や見識を活かし、適宜発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	36,000 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,400 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画について、監査の方法が適正妥当かつ合理的であり、また、的確かつ実効性ある監査を行うに足りるものであるか、監査の体制が必要かつ十分なものであるかを検証するとともに、取締役等から会計監査人の報酬等の額の算定の根拠等について聴取し、当該報酬等の額が監査計画に従って監査を行うために必要かつ十分なものであるか確認した上で、当該報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当するときは、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、知見及び能力、監査体制、監査の方法及び内容等を検証し、その結果会計監査人としての職務の遂行に支障があると判断した場合は、株主総会に当該会計監査人を解任し、又は不再任とする議案が提出されるべく、その内容を決定いたします。

なお、現任の会計監査人が4事業年度にわたって会計監査人の職にある者である場合その他必要と認める場合には、監査役会は、次期会計監査人になろうとする者を公募して企画提案書を提出させ、これを監査役会が定める評価基準に従って公平かつ適正に評価することにより次期会計監査人の候補者を選定し、選定した候補者が現任の会計監査人と異なる場合には、株主総会に当該候補者を次期会計監査人として選任する議案が提出されるべく、その内容を決定いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の整備について、その内容を見直し、取締役会で決議しました。

なお、見直し後の全文は以下のとおりであり、当社は、これらの体制について、今後も継続的に必要な見直しを行っていくこととしております。（最終改正：平成27年4月24日）

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、コンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図る。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、当社の社員及びグループ会社（当社が直接出資する子会社をいう。以下同じ。）の社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保する。

監査役は、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務人事部において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則に基づき、各担当部門における業務の実施を通じて、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行う等、リスクマネジメントを実施する。

特に、道路事業における事故、災害、システム障害、個人情報保護、コンプライアンス等、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、各担当部門においてリスクマネジメントを実施するとともに、リスクマネジメント委員会において会社等に重大な損失等を与えるリスクの特定、リスク対策の内容及び損失等が発生したときに講じた措置内容について調査及び審議を行うなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する体制を運用する。

また、緊急発生時に必要な社内の連絡体制を整備するほか、緊急事態への対処のため迅速な判断及び指示が必要なときは、緊急対策本部を設置して役員及び社員に対し必要な指示及び命令を行い、緊急対策本部の下連携協力して対処する。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への的確に対応する。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行う。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、阪神高速グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

グループ会社の子会社については、当該会社の規模、特性、業務内容に応じ、グループ会社が管理内容を定めて適切な管理を行い、業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

監査役は必要に応じて子会社の業務状況等を調査する。また、監査室は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及びグループ会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図りグループ会社に対する内部監査を定期的実施し、その結果を当社の社長に報告し、当社の社長から当該グループ会社の社長に通知する。

また、当社の内部監査部門に在籍する社員をグループ会社の監査役として派遣する準常勤監査役制度の運用等を通じて、グループ会社における監査役監査の実効性を確保するとともに、グループ経営の管理体制の強化を図る。

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

グループ会社の管理に関する社内規則において、グループ会社が経営上重要な行為を行おうとする場合には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出又は報告を求めるなどの上、適切に指導又は助言等を行うことにより、グループ会社の業務の適正化及び円滑化を図り、もってグループ全体の経営効率の向上を図る。

また、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、当社及びグループ会社の社長からなるグループ会社経営計画報告会を定期的開催するなど、グループ全体での相互の情報共有の強化を図る。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、各社ごとの規定等に基づいてリスク管理体制を整備し、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行う等、リスクマネジメントを実施する。

当社は、グループ会社の管理に関する社内規則に基づいたグループ会社のリスク管理状況の把握・管理を行うとともに、リスクマネジメント委員会を活用して、グループ会社のリスクマネジメントの把握を行う体制を運用する。

また、グループ会社の緊急事態発生時に必要な連絡及び報告を当社が受ける体制を整備するほか、当社が事案の状況に応じて必要な指示等を行うなど、当社とグループ会社で一体としてリスク管理を推進する体制を構築する。

(3) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社において、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。

また、グループ会社は、コンプライアンス上重要な事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行い、当社と当該グループ会社で一体として対応する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させる。

監査役室の使用人の人事異動及び不利益処分については、あらかじめ取締役と監査役が協議する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

また、監査役と取締役が協議して定める「取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項」に基づき、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに監査役に報告を行うとともに、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、内部監査の実施状況の報告等により、監査役が内部監査部門と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保する。

加えて、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の内容を監査役に報告する体制を確保する。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに当社に報告し、その報告を受けた担当部門から、監査役に報告する。

また、当社の監査役とグループ会社の監査役との連絡会議を定例的に開催し、情報の共有を図る。

さらに、グループ会社において、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。

9. 上記8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ会社において、相談・通報又は報告を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務において生じる費用の前払又は償還の手続等について定め、監査役の職務執行の実効性を確保する。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会決定、社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を年間2回及びコンプライアンス社内推進委員会を年間4回開催するほか、コンプライアンスに係る研修等を実施するとともに、社内及び社外の相談・通報窓口を整備し、社員に周知している。

不当要求等対応連絡会を定期的に開催し、不当要求情報の共有を図るとともに、対応マニュアルをはじめとする当社の取組みを周知している。また、暴力団等排除に関する誓約書の提出を受注者及び下請負人等に義務づけている。

取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するため、当事業年度は取締役会を13回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期毎に職務執行状況報告を実施した。

監査役は、取締役の職務執行の適法性を確保するため、取締役会のほか、経営責任者会議、重要案件会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べている。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報及び文書等については、社内規則を定めて、適切に記録し、保存している。株主総会及び取締役会の議事録については、会社法及び社内規則に基づき、開催後速やかに作成し、総務人事部において保存している。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則に基づき、各担当部門においてリスクマネジメントを実施するとともに、リスクマネジメント委員会を開催し、会社等に重大な損失等を与えるリスクの管理を推進するなど、全社的な体制を運用している。

当事業年度は、特に、高速道路における逆走等による事故対策を図るとともに、災害対策として、津波浸水に備えたハード対策、有事の際に迅速かつ適切な対応ができる体制及び事業継続計画（BCP）の整備・見直し、社員研修並びに各種防災訓練等を実施し、情報セキュリティ対策として、社員研修、自己監査、情報システムに係るアタックテスト等を実施した。

平成28事業年度中に発生したシステム改修工事に伴う交通管制システム障害により、道路交通情報の提供が停止した事案を踏まえ、障害リスクを考慮した改修設計等を実施することで、同種の事案の再発防止策を講じるとともに、障害発生時の迅速な対応を考慮した対応手順や情報伝達体制の構築を行った。また、補修工事現場において工事足場解体中に作業員が転落し、死亡した事故の発生を踏まえ、現場責任者による作業の確認及び指導を徹底するよう受注者に周知・徹底するとともに、適切な作業手順書が作成されているかの確認及びその作業手順書の周知会へ参加することで、同種の事故の再発防止策を講じた。このリスク対策についてリスクマネジメント委員会で調査及び審議を行った。

リスクに係る重大な事象が発生した場合に備え、緊急対策本部をはじめとする緊急対応体制を整備し、運用している。

取締役会は、リスク管理の徹底を図るため、各担当部門のリスクマネジメントを監督した。また、リスクマネジメント委員会からリスクマネジメントの取組状況について報告を受けている。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員は、社内規則に基づき、業務を効率的に分担管理している。

中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度経営計画の策定を行うとともに、経営計画達成状況報告会を実施し、経営計画の達成状況の把握・評価及び残された課題の明確化を図っている。

当事業年度は、取締役会を13回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期毎に職務執行状況報告を実施したほか、重要案件会議を13回開催し、重要課題に的確に対応した。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員の企業理念への理解を深めるため、社員研修を実施している。

社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を年間2回及びコンプライアンス社内推進委員会を年間4回開催するほか、コンプライアンスに係る社員研修等を実施するとともに、社内及び社外の相談・通報窓口を整備し、社員に周知している。

不当要求等対応連絡会を定期的に開催し、不当要求情報の共有を図るとともに、対応マニュアルをはじめとする当社の取組みを周知している。また、暴力団等排除に関する誓約書の提出を受注者及び下請負人等に義務づけている。

社内規則に基づき、各部署に対して、定期的に内部監査を実施している。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

社内規則において、グループ会社の管理業務についての方針及び基準等を定め、グループ会社に対する指導、調整及び協力等の業務を適正かつ円滑に遂行することとしている。また、特に重要な管理業務については、取締役会の議を経て行うこととしている。

グループ会社の子会社については、グループ会社が、子会社の管理に関する規定等の制定、役員の派遣等を通じて、指導、調整等の管理を行っている。

監査役は、グループ会社に対して事業の報告を求めるとともに、その業務状況等を調査している。また、監査室は、グループ会社に対する内部監査の結果を社長に報告し、社長はこれを当該グループ会社及び監査役会に通知している。

内部監査部門等は、グループ会社の監査役と定期的に情報共有及び意見交換を実施している。

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

社内規則に基づき、グループ会社が経営上重要な行為を行う際には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出又は報告を求めるなどの上、適切に指導又は助言等を行うとともに、特に当社の経営に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、当社の重要案件会議に諮ることとしている。

部門毎にグループ会社との連絡会議を開催し、グループ全体で密に情報共有を図るとともに、当社からグループ会社に対して必要な助言を行っている。また、グループ会社経営計画報告会を年間2回開催し、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有している。さらに、当社の経営責任者会議へのWEBを通じての参加を求めることにより、より幅広く情報の共有を図っている。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社においては、各社ごとの規定等でリスク管理体制を整備し、リスクマネジメントを実施している。

当社は、社内規則に基づき、リスクマネジメント委員会において、各グループ会社のリスクマネジメントについて調査、審議し、必要に応じ、指導又は助言等を行うこととしている。

また、グループ会社に緊急事態が生じたときは、グループ会社は、その規定等に基づき、直ちに当社に報告し、当社は、社内規則に基づき、必要な措置を講じることを指示するなどの対応を行うこととしている。

(3) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス社内推進委員会の委員としてグループ会社の社長の出席を求めると、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口を設置すること等により、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っている。

また、グループ会社において法令違反その他のコンプライアンスに関する事案が発生したときは、グループ会社は、その規定等に基づき、直ちに当社に報告し、当社は、社内規則に基づき、必要な措置を実施することとしている。

グループ会社社員のコンプライアンス違反事案の発生を踏まえ、当該グループ会社の社内規則を改正し、不正行為を防止するようチェック体制を強化した。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させている。

また、監査役室の使用人の人事異動については、事前に取り締役から監査役に協議している。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議に出席している。

また、重大な事案が発生した場合における監査役への報告、重要な文書の監査役への回付等を実施している。

さらに、監査室から監査役に内部監査の実施状況を報告するなど、内部監査部門と監査役との連携を図っている。

加えて、相談・通報により法令違反その他のコンプライアンスに関する事案を認知したときは、直ちに監査役に報告している。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社で重大な事案が発生したときは、当社の担当部門を通じて速やかに監査役に報告している。

また、監査役とグループ会社の監査役との連絡会議を開催し、情報の共有を図っている。

さらに、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口を設置するとともに、相談等により法令違反その他のコンプライアンスに関する事案を認知したときは、当社の担当部門を通じて直ちに監査役に報告している。

9. 上記8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の社内規則及びグループ会社の規定等において、相談等を行った者に対してそのことを理由として不利益な取扱いをしない旨を規定している。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行上必要と認める費用については、社内規則に基づき、速やかに処理を行っている。

11. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の最重要課題等について代表取締役と意見交換を行った。また、取締役とも課題等について意見交換を行った。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成30年3月31日

阪神高速道路株式会社

資産の部

(単位:百万円)

流動資産		
現金及び預金		30,650
高速道路事業営業未収入金		25,694
未収入金		3,105
未収還付法人税等		6
未収消費税等		1,333
有価証券		3,500
仕掛道路資産		115,968
原材料及び貯蔵品		330
受託業務前払金		1,953
繰延税金資産		1,098
その他		718
貸倒引当金		11
	流動資産合計	184,348
固定資産		
1.有形固定資産		
建物及び構築物	28,142	
減価償却累計額	12,731	15,410
機械装置及び運搬具	50,138	
減価償却累計額	32,248	17,890
土地		3,936
リース資産	5,464	
減価償却累計額	1,357	4,107
建設仮勘定		1,725
その他	2,110	
減価償却累計額	1,548	562
有形固定資産合計		43,632
2.無形固定資産		
ソフトウェア		1,834
その他		6
無形固定資産合計		1,841
3.投資その他の資産		
投資有価証券		899
繰延税金資産		766
その他		1,323
貸倒引当金		22
投資その他の資産合計		2,966
	固定資産合計	48,441
	資産合計	232,789

負債の部

(単位:百万円)

流動負債	
高速道路事業営業未払金	27,114
未払金	4,052
リース債務	532
未払法人税等	608
未払消費税等	339
受託業務前受金	1,036
前受金	60
賞与引当金	1,521
その他	1,564
	流動負債合計
	36,831
固定負債	
道路建設関係社債	48,495
道路建設関係長期借入金	75,794
リース債務	3,508
役員退職慰労引当金	127
ETCマイル - ジサービス引当金	32
退職給付に係る負債	19,113
その他	552
	固定負債合計
	147,624
	負債合計
	184,456

純資産の部

株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	10,000
利益剰余金	30,844
	株主資本合計
	50,844
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	0
退職給付に係る調整累計額	3,094
	その他の包括利益累計額合計
	3,093
非支配株主持分	582
	純資産合計
	48,333
	負債・純資産合計
	232,789

連結損益計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

. 営業収益		214,273
. 営業費用		
道路資産賃借料	141,923	
高速道路等事業管理費及び売上原価	65,167	
販売費及び一般管理費	5,459	212,550
営業利益		1,722
. 営業外収益		
受取利息	1	
土地物件貸付料	81	
原因者負担収入	15	
持分法による投資利益	47	
工事負担金等受入額	66	
その他	71	283
. 営業外費用		
支払利息	0	
寄付金	2	
その他	4	6
経常利益		1,999
. 特別利益		
固定資産売却益	9	
厚生年金基金代行返上益	6,656	6,666
. 特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却費	7	
事務所移転費用	40	
減損損失	18	68
税金等調整前当期純利益		8,598
法人税、住民税及び事業税	627	
法人税等調整額	2,149	2,776
当期純利益		5,821
非支配株主に帰属する当期純利益		62
親会社株主に帰属する当期純利益		5,759

連結株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年4月1日残高	10,000	10,000	25,085	45,085	1	7,191	7,193	520	38,412
連結会計年度中の変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益			5,759	5,759					5,759
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					2	4,097	4,099	62	4,161
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,759	5,759	2	4,097	4,099	62	9,920
平成30年3月31日残高	10,000	10,000	30,844	50,844	0	3,094	3,093	582	48,333

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社
- 連結子会社の名称 阪神高速サービス(株)
阪神高速技術(株)
阪神高速パトロール(株)
阪神高速トール大阪(株)
阪神高速トール神戸(株)
阪神高速技研(株)
内外構造(株)
阪高プロジェクトサポート(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢(上海)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 5社
- 関連会社の名称 (株)情報技術
(株)テクノ阪神
(株)ハイウェイ管制
阪神施設工業(株)
阪神施設調査(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「回数券付替サービス前受金取崩益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「寄付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「寄付金」は0百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 投資有価証券のうち非連結子会社及び関連会社に対するもの

株式 833百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債48,495百万円(額面48,500百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債132,600百万円(額面)の担保に供しております。

(3) 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 15,000百万円

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 149,100百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が25,000百万円減少しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。また、営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	30,650	30,650	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	25,694	25,694	-
(3) 未収入金	3,105	3,105	-
(4) 未収還付法人税等	6	6	-
(5) 未収消費税等	1,333	1,333	-
(6) 有価証券及び投資有価証券	3,500	3,500	-
資産計	64,289	64,289	-
(1) 高速道路事業営業未払金	27,114	27,114	-
(2) 未払金	4,052	4,052	-
(3) 未払法人税等	608	608	-
(4) 未払消費税等	339	339	-
(5) 道路建設関係社債	48,495	48,554	58
(6) 道路建設関係長期借入金	75,794	75,794	-
負債計	156,406	156,465	58

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)高速道路事業営業未収入金、(3)未収入金、(4)未収還付法人税等及び(5)未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらは譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金、(3)未払法人税等及び(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(6)道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額899百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,387円55銭
1株当たり当期純利益金額	287円95銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	5,759百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	5,759百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

平成30年3月31日

阪神高速道路株式会社

資産の部

(単位:百万円)

流動資産			
現金及び預金		28,519	
高速道路事業営業未収入金		25,690	
未収入金		2,706	
未収消費税等		974	
有価証券		3,500	
仕掛道路資産		116,172	
貯蔵品		209	
受託業務前払金		1,953	
前払費用		76	
繰延税金資産		403	
その他		538	
貸倒引当金		11	
	流動資産合計		180,732
固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,197		
構築物	9,755		
機械及び装置	17,875		
車両運搬具	89		
工具、器具及び備品	74		
建設仮勘定	1,331	30,324	
無形固定資産			
ソフトウェア	955		
その他	1	956	31,280
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,130		
構築物	78		
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	23		
土地	1,838		
リース資産	25		
建設仮勘定	0	3,097	
無形固定資産			
ソフトウェア	0	0	3,097
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	2,628		
構築物	31		
工具、器具及び備品	159		
土地	1,116		
リース資産	49		
建設仮勘定	384	4,369	
無形固定資産			
ソフトウェア	525		
その他	0	526	4,895
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	311	311	311
E 投資その他の資産			
投資有価証券		65	
関係会社株式		383	
長期前払費用		699	
その他		140	
貸倒引当金		22	
	固定資産合計		1,265
	資産合計		40,850
			221,583

負債の部

(単位:百万円)

流動負債			
高速道路事業営業未払金	22,308		
未払金	2,474		
リース債務	31		
未払費用	372		
未払法人税等	370		
未払消費税等	141		
預り金	12,829		
受託業務前受金	1,036		
前受金	14		
賞与引当金	733		
その他	660		
	流動負債合計		40,971
固定負債			
道路建設関係社債	48,495		
道路建設関係長期借入金	75,794		
リース債務	43		
繰延税金負債	6		
受入保証金	53		
退職給付引当金	14,569		
役員退職慰労引当金	26		
ETCマイル - ジサービス引当金	32		
	固定負債合計		139,022
	負債合計		<u>179,994</u>
	純資産の部		
株主資本			
資本金			10,000
資本剰余金			
資本準備金	10,000		
	資本剰余金合計		10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金	143		
高速道路事業別途積立金	11,801		
繰越利益剰余金	9,643	21,588	
	利益剰余金合計		21,588
	株主資本合計		41,588
	純資産合計		41,588
	負債・純資産合計		<u>221,583</u>

損益計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	186,128		
道路資産完成高	20,356		
受託業務収入	1		
その他の売上高	23	206,510	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	141,923		
道路資産完成原価	20,356		
管理費用	44,175		
受託業務費用	1	206,457	
高速道路事業営業利益			53
. 関連事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	68		
駐車場事業収入	536		
受託業務収入	1,753		
その他営業事業収入	1,538	3,896	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	79		
駐車場事業費	229		
受託業務費用	1,703		
その他営業事業費	1,602	3,614	
関連事業営業利益			281
全事業営業利益			334
. 営業外収益			
受取利息	0		
有価証券利息	0		
受取配当金	328		
土地物件貸付料	81		
原因者負担収入	15		
工事負担金等受入額	66		
雑収入	17	510	
. 営業外費用			
支払利息	7		
寄付金	2		
雑損失	4	13	
経常利益			831
. 特別利益			
固定資産売却益	102		
厚生年金基金代行返上益	6,656	6,758	
. 特別損失			
固定資産除却費	0		
減損損失	13	13	
税引前当期純利益			7,576
法人税、住民税及び事業税	176		
法人税等調整額	2,052	2,229	
当期純利益			5,347

株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成29年4月1日残高	10,000	10,000	148	11,823	4,269	16,241	36,241	36,241
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩			4		4	-	-	-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加			0		0	-	-	-
別途積立金の取崩				21	21	-	-	-
当期純利益					5,347	5,347	5,347	5,347
事業年度中の変動額合計	-	-	4	21	5,373	5,347	5,347	5,347
平成30年3月31日残高	10,000	10,000	143	11,801	9,643	21,588	41,588	41,588

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 其他有価証券
 (時価のないもの)
 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主として個別法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度未までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債48,495百万円(額面48,500百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債132,600百万円(額面)の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

44,578百万円

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

149,100百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が25,000百万円減少しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	135百万円
短期金銭債務	13,929百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

高速道路事業営業収益	0百万円
高速道路事業営業費用	33,688百万円
関連事業営業収益	616百万円
関連事業営業費用	1,167百万円

営業取引以外の取引 1,733百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	224 百万円
退職給付引当金	4,455 百万円
ETCマイレージサービス引当金	9 百万円
未払事業税	87 百万円
減損損失	415 百万円
繰越欠損金	325 百万円
その他	381 百万円
繰延税金資産小計	5,899 百万円
評価性引当額	5,404 百万円
繰延税金資産合計	494 百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	63 百万円
その他	35 百万円
繰延税金負債合計	98 百万円

繰延税金資産の純額 396 百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	403 百万円
固定負債 - 繰延税金負債	6 百万円

道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりであります。

なお、当該賃借料の支払期日は平成74年9月18日であります。

1年以内	144,997百万円
1年超	6,964,659百万円
合計	7,109,656百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪神高速技術株式会社	大阪市 西区	80	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務	(所有) 直接 100.0	高速道路の 保守点検・ 維持修繕業 務の委託 役員の兼任	資金の預り ()	-	預り金	7,351

(注) 当社では、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(以下「CMS」という。)を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを記載しております。なお、金利については、市場金利を助案して合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	横浜市 西区	5,637,664	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産の 賃借	道路資産賃借 料の支払 (1)	141,923	高速道路 事業営業 未払金	14,480
						道路資産と 債務の引渡	完成道路資産 の引渡	20,356	高速道路 事業営業 未収入金	8,141
						道路建設関係 債務の引渡 (2)	25,000	高速道路 事業営業 未収入金	1	
						借入金の連 帯債務	債務保証 (2、3)	164,100	-	-
						資金の借入	道路建設関係 借入金の借入 (4)	3,510	道路建設 関係長期 借入金	56,794

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。
5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,079円44銭
1株当たり当期純利益金額	267円36銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	5,347百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	5,347百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営責任者会議、重要案件会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から会社計算規則第131条各号に掲げる事項の通知を受けるとともに、職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の説明を受け、当該体制について確認いたしました。また、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月5日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 越智 浩 印

監査役 廣田 玉枝 印

監査役 藤井 正和 印

(注) 常勤監査役越智浩、監査役廣田玉枝は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(決議事項)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の内容は、以下に記載のとおりであります。

厚生年金基金代行返上益の活用を通じて、安全対策やサービス高度化の事業に活用することを目的として、「安全対策・サービス高度化積立金」を設けることとし、繰越利益剰余金のうち高速道路事業分の厚生年金基金代行返上益にあたる6,309百万円を積み立てさせていただきます。

また、高速道路事業の将来の不確定要因に備えるため、高速道路事業に係る繰越利益剰余金から「安全対策・サービス高度化積立金」への積立額を除いた額380百万円を高速道路事業別途積立金として積み立てさせていただきます。

なお、可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせていただきます。

(剰余金の処分に関する事項)

1. 増加する剰余金の項目とその金額

安全対策・サービス高度化積立金	6,309,193,205円
高速道路事業別途積立金	380,001,209円

2. 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	6,689,194,414円
---------	----------------

(注) 安全対策・サービス高度化積立金の取崩しを行う場合は、取締役会の決議によります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が平成30年6月1日に公布されたことに伴い、同法の目的を達成するため、国土交通大臣が策定する基本方針に従って、道路の整備又は維持管理であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を営むことができるよう、現行定款第2条の規定に追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 〈条文記載省略〉	(目的) 第2条 〈現行のとおり〉
	<u>2</u> 本会社は、 <u>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律に基づき、同法の目的を達成するため、同法第3条第1項の基本方針に従って、道路の整備又は維持管理であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を営む。</u>
<u>2</u> 本会社は、 <u>前項の事業を営むほか、同項第1号から第3号までの事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。</u> (1)～(20) 〈条文記載省略〉	<u>3</u> 本会社は、 <u>前2項の事業を営むほか、第1項第1号から第3号までの事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。</u> (1)～(20) 〈現行のとおり〉

上記の変更は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日をもってその効力を生じるものとします。

第3号議案 取締役選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	もり した しゅん ぞう 森 下 俊 三 (昭和20年4月8日)	昭和45年4月 日本電信電話公社入社 平成14年6月 東日本電信電話株式会社代表取締役副 社長 平成14年6月 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社代表取 締役社長(兼任) 平成16年3月 西日本電信電話株式会社代表取締役 社長 平成20年6月 同 取締役相談役 平成24年6月 阪神高速道路株式会社取締役会長(非 常勤) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 大阪瓦斯株式会社社外取締役 大阪府公安委員会委員長 同志社大学大学院客員教授 日本放送協会(NHK)経営委員	なし
2	ゆき かず のり 幸 和 範 (昭和22年11月15日)	昭和47年4月 阪神高速道路公団採用 平成9年5月 同 計画部特定計画調整室長 平成10年5月 同 計画部計画第一課長 平成11年5月 同 工務部工務第一課長 平成12年5月 同 総務部企画調整室長 平成13年5月 同 計画部次長 平成15年5月 同 工務部長 平成16年6月 同 審議役 平成17年10月 阪神高速道路株式会社執行役員 平成18年6月 同 常務取締役 平成24年9月 同 代表取締役専務取締役 平成26年6月 同 代表取締役兼専務執行役員 平成28年6月 同 代表取締役社長 (現在に至る)	なし
3	しま だ たか し 島 田 隆 史 (昭和29年5月18日)	昭和54年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成13年6月 株式会社阪急ファシリティーズ 代表取 締役専務取締役 平成15年7月 阪急インベストメント・パートナーズ株式会 社 代表取締役社長	なし

		<p>平成 16 年 4 月 阪急電鉄株式会社 不動産事業本部副 本部長兼不動産開発部長</p> <p>平成 16 年 6 月 同 取締役(不動産事業本部不動産運 用・不動産開発担当、不動産開発部長)</p> <p>平成 18 年 4 月 同 常務取締役(不動産事業本部長)</p> <p>平成 22 年 4 月 阪急不動産株式会社 代表取締役専務</p> <p>平成 23 年 4 月 同 代表取締役社長</p> <p>平成 28 年 6 月 代表取締役兼専務執行役員 (現在に至る)</p>	
4	<p>せきもとひろし 関本 宏 (昭和 29 年 10 月 6 日)</p>	<p>昭和 54 年 4 月 阪神高速道路公団採用</p> <p>平成 17 年 9 月 同 工務部付調査役</p> <p>平成 17 年 10 月 阪神高速道路株式会社建設事業部建設 管理グループ長</p> <p>平成 18 年 7 月 同 建設事業部建設企画グループ長</p> <p>平成 19 年 7 月 同 保全交通部保全企画グループ長</p> <p>平成 21 年 7 月 同 建設事業本部大阪建設部長</p> <p>平成 23 年 7 月 同 建設事業本部建設総括担当部長</p> <p>平成 24 年 7 月 同 総務人事部付(阪神高速技術株式 会社取締役)</p> <p>平成 26 年 7 月 阪神高速技術株式会社常務取締役</p> <p>平成 27 年 6 月 阪神高速道路株式会社執行役員</p> <p>平成 28 年 6 月 同 常務執行役員</p> <p>平成 29 年 6 月 同 取締役兼常務執行役員 (現在に至る)</p>	なし
5	<p>おぜきまさひこ 小関正彦 (昭和 33 年 7 月 6 日)</p>	<p>昭和 56 年 4 月 建設省採用</p> <p>平成 14 年 7 月 国土交通省大臣官房地方課長</p> <p>平成 15 年 7 月 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官 補付)</p> <p>平成 17 年 8 月 国土交通省近畿地方整備局総務部長</p> <p>平成 19 年 7 月 厚生労働省老健局計画課長</p> <p>平成 20 年 7 月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付参事官(総括担当)</p> <p>平成 23 年 8 月 国土交通省近畿地方整備局副局長</p> <p>平成 24 年 8 月 東日本高速道路株式会社事業開発本部 付部長</p> <p>平成 25 年 6 月 同 執行役員事業開発本部副本部長</p> <p>平成 26 年 7 月 国土交通省都市局長</p> <p>平成 27 年 11 月 株式会社三井住友海上火災保険開発顧 問</p> <p>平成 28 年 6 月 同 経営顧問 (現在に至る)</p>	なし
6	<p>たなかみのる 田中 稔 (昭和 29 年 5 月 24 日)</p>	<p>昭和 55 年 4 月 兵庫県採用</p> <p>平成 21 年 4 月 同 県土整備部土木局道路計画課長</p> <p>平成 22 年 4 月 同 東播磨県民局加古川土木事務所長</p> <p>平成 23 年 4 月 同 県土整備部土木局長</p>	なし

		平成 26 年 4 月 同 県土整備部長 平成 28 年 4 月 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター理事長 平成 29 年 6 月 阪神高速道路株式会社 執行役員 (現在に至る)	
7	<p>き たに のぶ ゆき 木谷 信之 (昭和 31 年 4 月 26 日)</p>	<p>昭和 55 年 4 月 建設省採用 平成 13 年 4 月 国土交通省道路局高速国道課高速道路調整官 平成 15 年 4 月 同 北陸地方整備局建政部長 平成 17 年 4 月 奈良県土木部長 平成 20 年 7 月 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構企画部長 平成 22 年 9 月 国土交通省道路局道路交通管理課長 平成 23 年 7 月 内閣官房地域活性化統合事務局参事官 平成 24 年 8 月 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構監事 平成 25 年 10 月 同 理事 平成 27 年 10 月 国土技術政策総合研究所長 平成 28 年 9 月 一般社団法人建設コンサルタンツ協会顧問 平成 29 年 5 月 同 副会長兼専務理事 (現在に至る)</p>	なし

(注 1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注 2) 森下俊三氏は、社外取締役候補者であります。

第4号議案 監査役選任の件

監査役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	伊藤 昇一 (昭和40年2月24日)	昭和63年4月 警察庁採用 平成22年8月 国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室長 平成24年8月 警察庁生活安全局地域課長 平成25年9月 愛知県警察本部警務部長 平成27年1月 愛媛県警察本部長 平成28年4月 警察大学校教官教養部長 平成29年7月 警察庁海外調査研究員(ハーバード大学) (現在に至る)	なし
2	近藤 三津枝 (昭和28年6月14日)	ジャーナリスト、キャスターとして、経済・環境問題をテーマに、経済ドキュメンタリー番組などを制作 平成9年アメリカ国務省招待によりIVLP研修留学、全米の企業を研究・取材 平成17年～平成24年 衆議院議員(二期) 平成25年6月 一般財団法人東亜総研 理事 平成25年7月 学校法人甲南女子学園 理事 (現在に至る)	なし
3	村岡 秀樹 (昭和30年9月18日)	昭和53年4月 阪神高速道路公団採用 平成13年5月 同 業務部付調査役 平成15年5月 同 民営化総合企画室調整課長 平成17年10月 阪神高速道路株式会社経営企画部経営企画グループ長 平成18年7月 同 総務人事部人事グループ長 平成20年7月 同 総務人事部長 平成24年7月 同 総務人事部付(阪神高速サービス株式会社代表取締役社長) 平成26年6月 同 執行役員 平成28年6月 一般財団法人阪神高速地域交流センター理事長 (現在に至る)	なし

(注1) 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 伊藤昇一氏及び近藤三津枝氏は、社外監査役候補者であり、豊富な業務経験と見識を活かし、会社全体の業務の適正性を確保するという観点からの監査を期待しております。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

本総会の終結の時をもって、取締役を退任されます取締役岡本博氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役会に御一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
岡本 博	平成 26 年 6 月 当社取締役(現在に至る)